

# 地 域 と 人 権

発行所 東播地域人権運動連合

(略称：東播人権連) 責任者 前田泰義

E-mail : tbn-jinkenren@extra.ocn.ne.jp

東播人権連

News No.5

発行日 2018 年 10 月 20 日

## 「加東市部落差別解消条例」は逆流 解同の意のまま言うがまま 安田市長が提案し解同が牛耳る市議会が賛成

社会問題としての部落問題はすでに解決！  
条例を作るべき事実には存在しない

加東市議会は、議員任期が満了する直前の 9 月 26 日の本会議で安田正義市長の提案による「加東市部落差別の解消の推進に関する条例」を可決成立させました。(裏面に全条文掲載)

条例施行に伴い今後加東市では「市の責務」として差別解消の施策を実施し、相談体制を充実させる一方、「市民」は差別解消のための努力義務を果たし、市が実施する「教育・啓発」に参加し、部落差別に関する「意識調査」に協力することなどが押しつけられます。

このような条例の成立によって、ほんとうに部落問題が解決するのでしょうか。私たち東播人権連は、この条例こそが「部落差別」を固定化し、問題の解決を遅らせる重大な障害物だと考えています。

### 加東市と交渉 市民は差別者ではない!!

東播人権連と年金者組合加東支部は、加東市長に対して「問題解決に逆行する条例は作らないように」と要請書や要求書を提出して意見を述べてきました。しかし、条例は制定されてしまいました。禍根を残す事態となりましたが、10 月 17 日に市民協働部との間で交渉が実現しました。交渉では、条例制定の根拠として安田市長や解同議員らが主張した「厳しい差別に実態」などは存在しないこと、加東市内で「部落差別」の事例が一つもないことを指摘し、条例を作るべき「事実」など存在しないことを明らかにしました。また、33 年間にわたる同和特別法下の積極的な特別対策の実施により「部落差別」による格差は是正され、かつて「最もきびしい社会問題のひとつ」と言われてきた部落問題は、社会問題としては今日すでに解決していること。残されている市民間の矛盾や問題は、市民同士の話し合いで十分解決できる時代を迎えていることを強調しました。そして、今行政がやるべきことは、市民を「差別者」扱いして「人権(同和)教育・啓発」をやみくもに押しつけるのではなく、「部落問題が解決した状態」について市民が納得できる科学的な説明を行い、すべての市民に対し自由と平等と人権を大事にする行政施策を実施することではないかと主張しました。交渉の最後には今後とも意見交換することを確認。



市民協働部と交渉する人権連と年金者組合 2018.10.17

東播人権連と年金者組合加東支部は、加東市長に対して「問題解決に逆行する条例は作らないように」と要請書や要求書を提出して意見を述べてきました。しかし、条例は制定されてしまいました。禍根を残す事態となりましたが、10 月 17 日に市民協働部との間で交渉が実現しました。交渉では、条例制定の根拠として安田市長や解同議員らが主張した「厳しい差別に実態」などは存在しないこと、加東市内で「部落差別」の事例が一つもないことを指摘し、条例を作るべき「事実」など存在しないことを明らかにしました。また、33 年間にわたる同和特別法下の積極的な特別対策の実施により「部落差別」による格差は是正され、かつて「最もきびしい社会問題のひとつ」と言われてきた部落問題は、社会問題としては今日すでに解決していること。残されている市民間の矛盾や問題は、市民同士の話し合いで十分解決できる時代を迎えていることを強調しました。そして、今行政がやるべきことは、市民を「差別者」扱いして「人権(同和)教育・啓発」をやみくもに押しつけるのではなく、「部落問題が解決した状態」について市民が納得できる科学的な説明を行い、すべての市民に対し自由と平等と人権を大事にする行政施策を実施することではないかと主張しました。交渉の最後には今後とも意見交換することを確認。

# 差別への罰則対処は誤り！ねばり強い話し合いと説得こそ 部落問題解決のゴールはすぐそこ 見えてます！

加東市では1969年に同和対策事業特別措置法が施行されて以来約50年間にわたって多額の予算を投入して同和施策が実施されてきました。この結果、「同和地区」の指定を受けてきた地域は、環境改善が進み、教育文化の水準は高まり、産業や就労は広がり、自由な通婚が当たり前のように増え、交流・融合が進展して格差は解消しました。そして、2002年3月末で33年間続いた同和の特別法が終了・失効しました。同時に「同和」の地区指定も無くなりました。今では、加東市には「同和地区」も「対象住民」も存在しません。

## 加東市部落差別の解消の推進に関する条例 2018.9.26

【目的】 第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律109号)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない加東市を実現することを目的とする。

【基本理念】 第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、偏見を払拭し、部落差別のない加東市を実現することを旨として、行わなければならない。

【市の責務】 第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

【市民の役割】 第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別の解消に努めなければならない。

【相談体制の充実】 第5条 市は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

【教育及び啓発】 第6条 市は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

【調査の実施】 第7条 市は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて部落差別に関する意識調査等を行うものとする。

【推進体制の充実】 第8条 市は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に取り組む各種団体との連携を深めるとともに、施策の推進体制の充実を図るものとする。

【諮問】 第9条 市長は、部落差別の解消に関する施策を推進するに当たっては、加東市人権問題審議会に諮問することができる。

【委任】 第10条 この条例の施策に関して必要な事項は、市長が別に定める。

【附則】 この条例は、公布の日から施行する。



特別法失効当時の所管省であった総務省は、自ら編さんした「同和行政史」のなか  
に「物的な生活環境の劣悪さが差別を再生産するような状況は改善され」と明記し、「特別対策をいつまでも継続していくことは問題の解決に有効とは考えられない」と結論しています。16年経った今日でも「後退」現象は見当たりません。正しい判断でした。

ところで、このような問題解決の到達は、①国と地方自治体による積極的な特別対策の実施と②地域と住民の自立をめざす努力と③国民の協力が相まって作り上げた国民融合の成果です。これらをぶちこわしにする「部落差別解消条例」など邪魔です。「条例」を主導した安田市長や解同議員らは懲りもせず「差別者」に対しては「罰則」で対処すべきだと語らっています。そんな事態になれば問題が潜在化し市民対立を深刻化させるだけです。みなさん、勇気を持って「条例」批判を開始しましょう。

